

令和5年度富山県内の市町村における困難な問題を抱える女性への支援に関する実態調査結果

〈調査概要〉

調査期間：令和5年10月10日（火）～16日（月）

調査方法：アンケート用紙による回答

調査対象：富山県内市町村

回答者数：全15市町村

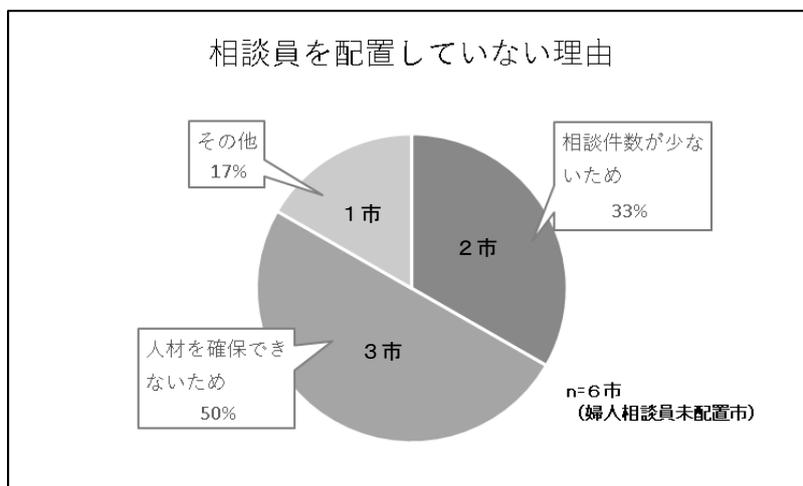
【婦人相談員配置状況】

配置：4市（富山市（1名）、高岡市（4名）、黒部市（1名）、南砺市（2名））

未配置：6市（魚津市、氷見市、滑川市、砺波市、小矢部市、射水市）

※現行法（売春防止法）では、市長は婦人相談員を委嘱することができる

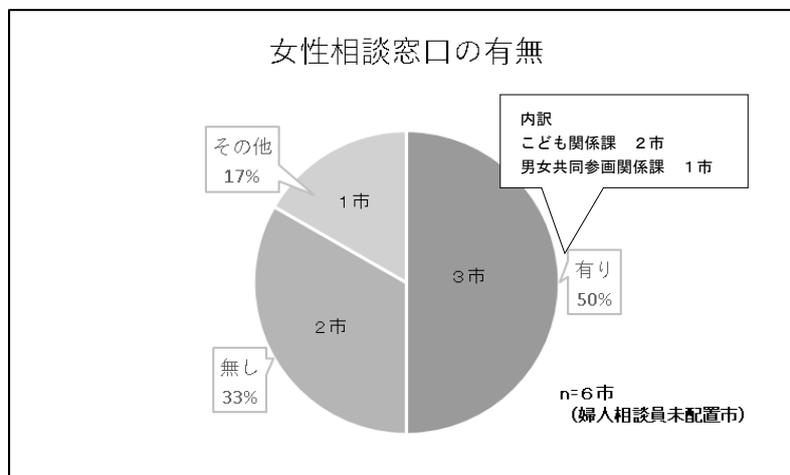
1. 婦人相談員を配置していない理由として最も当てはまるもの



(その他の内容)

女性相談窓口を定期的に設けているため。

2. 女性相談窓口の有無、ある場合の設置所属。



(その他の内容)

性別に限らない困難な問題を抱える人の相談窓口はある。

3. 来年度（令和6年度）女性相談支援員（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第11条第2項）を配置または増員する予定。

※新法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）では、市町村は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする

- ・ 配置、増員予定の市町村なし（令和5年度と体制変化なし）

【婦人相談員配置状況（再掲）】

配 置：4市（富山市（1名）、高岡市（4名）、黒部市（1名）、南砺市（2名））

未配置：6市（魚津市、氷見市、滑川市、砺波市、小矢部市、射水市）

4. 困難な問題を抱える女性への支援に関する課題。（自由記載）

- ・ なし
- ・ この案件に関係する担当課が複数あるため、今後うまく連携していくこと
- ・ 相談者の情報を整理し、優先順位をつけることが難しい。
対応を急いだ方がいいと思っても、相談者の気持ちを優先すると無理強いもできない。また、知識や経験は少ないが相談を受け付ける立場の職員が女性相談の基礎を学べる初任者研修のようなものがあればいいと思う。
- ・ 社会資源がない
- ・ 人材の確保が課題かと思えます。
婦人相談員を配置しておりますが、専門の資格を持った職員ではなく、研修や実践で知識や経験を積んでいる会計年度任用職員です。雇用が終わった場合、一から人材を確保する必要があり、配置できない事態も懸念されます。
- ・ 一時的に避難したり、安価に入居できたりするような施設がない。
公営住宅も離婚をしていない場合にはハードルが上がり、入居が困難である場合が多い。（特にどこにも相談をしていなかった方など）
- ・ 様々な困難な問題を抱える女性に対する支援内容がその方で異なり、大変難しい。
また、財源的な問題も課題である。
- ・ 女性相談員不在の場合の相談対応について。
- ・ 相談がないため課題がわからない。
- ・ DV相談窓口への相談件数はほぼない。関係窓口等でも、支援を必要とする方と関わる中で、困難な問題を抱える女性への支援にも関わっていることと思うが、各課で対応しているため、全体像が把握しづらい。
- ・ 具体的な支援内容、方法等が分かりにくい。
幅広い分野にまたがるため、どの部署が担当すべきか調整が難しい。
- ・ 専門職の配置が難しい。また女性保護に関する相談も「なし」に等しいため、相談があったとき適切に対応できない。

5. 困難な問題を抱える女性への支援に関する担当窓口。

